

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県内の全市が景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体に移行したことに伴い、必要な規定の整備を行うとともに、同法による行為の規制のための届出制の実効性を確保するため、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和 59 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内の全市の景観行政団体への移行により琵琶湖景観形成地域および琵琶湖景観形成特別地区がなくなったことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 18 条および第 19 条関係）
- (2) 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととします。（第 11 条の 2 関係）
- (3) (2)の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、5 万円以下の罰金に処することとします。（第 36 条関係）
- (4) 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、(3)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して(3)の罰金刑を科することとします。（第 37 条関係）
- (5) その他
 - ア この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。